

老人医療費助成事業

1. 事業の概要

65 歳以上の障がい者等に対し、その健康の保持及び福祉の増進を図る目的で、医療費の助成を行った。

(1) 対象者

・ 65 歳以上で次の一つに該当する者

- ① 重度障がい者医療費助成事業対象者
- ② ひとり親家庭等医療費助成事業対象者
- ③ 平成 26 年 4 月 1 日現在、国要綱で定める疾患のうち、国の難病としての公費負担医療を受ける者
- ④ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく結核に係る医療を受けている者
- ⑤ 障害者総合支援法施行令に基づく精神通院医療を受けている者

(2) 所得制限

- ① 重度障がい者医療費助成事業対象者と同じ
- ② ひとり親家庭等医療費助成事業対象者と同じ
- ③④⑤ 224 万円以下（所得税法の扶養親族等が 0 人の場合）

(3) 一部自己負担額

1 医療機関あたり入通院 各 500 円/日（月 2 日限度）。1 か月あたり負担限度額 2,500 円

(4) 府補助率

1/2

2. 実績

3 月末現在

年 度	扶助費		対象者数（人）						65 歳以上 人口（人）
			合計	内訳					
	（円）	件数		障がい	ひとり親	指定難病	結核	精神通院	
27	189,835,560	52,985	1,786	1,290	4	321	6	165	33,990